

[消防団員の処遇]

1 報 酬

消防団員は、給与を受けて生活の資とする職務ではありませんが、その労に報いるための年額の報酬と、水火災又は地震や訓練等の職務に従事した場合、その都度出勤報酬を支給するようになっています。

◆年額報酬

(単位：円)

団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
132,000	93,000	66,000	49,500	40,500	37,000	36,500

※50,000円を超える金額は課税対象

(令和5年4月1日 条例改正)

◆加算額・役職手当(年額)

加 算 対 象 者	金 額
副団長(団本部)	10,000円
地区長兼教育主幹	7,000円
訓練部長、技術部長、予防部長	5,000円

(令和8年4月1日 条例改正)

◆出勤報酬(災害出勤に対する成果給的な報酬)

区 分	支 給 額 等	
水火災又は地震等 (災害に起因する警戒含む)	・2時間まで2,400円 ・2時間を超えた1時間ごとに980円加算 (1時間未満切上げ) ・災害現場活動がなかった場合1,200円	
会議	1日	2,000円
警戒・訓練等	4時間未満	2,400円
	4時間以上	4,000円

※8,000円を超える金額は課税対象

(令和8年4月1日 条例改正)

2 公務災害補償制度

消防団員が、公務上の災害を受けた場合に市町村等は、被災団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償しなければならないこととなっています。

(消防組織法第15条の7参照)

[消防団員等公務災害補償等事業 | 新潟県市町村総合事務組合 \(ngtsogo.jp\)](https://ngtsogo.jp/)

👉こちらでご覧いただけます。(「消防団員等公務災害補償等事業」で検索をお願いします。)

3 福祉共済制度給付種別・共済金額一覧表

この制度は、日本消防協会が実施している制度であり、社会公共のために尽くしている消防団員を対象に、不幸にして公務等により死亡や重度障害等に至った場合に一定の補償と救済を共済事業として実施しています。一人年額3,000円の掛金は公費により負担しています。

[消防団員等福祉共済-共済金の給付 - 日本消防協会 \(nissho.or.jp\)](http://nissho.or.jp)

👉こちらでご覧いただけます。（「消防団員等福祉共済」で検索をお願いします。）

4 消防個人年金 （消防本部にパンフレット保管）

5 退職報償金制度

消防団員が退職した場合、市町村はその団員の在職年数や階級に応じて退職報償金を支給しなければならないこととなっています。

令和7年4月1日から総務省消防庁の政策により、地域防災力を維持するためには新たな消防団員の確保のみならず、シニア層の団員の活躍促進も重要視され、新たに勤務年数「35年以上」の区分を導入することとし、引き上げ額は一律10万円引き上げました。（消防組織法第25条参照）

（令和7年4月1日現在 単位：円）

勤続年数	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団 長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長・ 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

6 休団制度

長期出張や育児、介護等で消防団活動に参加することができない場合、消防団員の身分を保持したまま、3年を超えない範囲内で休団することができます。

7 表彰制度

区 分	種 類	選 考 基 準
叙 位		・団長歴20年以上で消防歴30年以上の者
叙 勲	死亡叙勲	・団長格：団長歴10年以上 団長在職年数＋副団長以下在職年数の1/2＝15年以上 ・副団長格：消防歴30年以上 団長歴10年未満の者又は副団長歴10年以上の者 ・分団長格：消防歴通算40年以上 副団長歴10年未満の者又は分団長及び副分団長
	特別叙勲	・水・火災の災害に際し、人命救助、被害の発生最小限に防止する等功績抜群の団員、協力者 ・任務遂行中多大な功績をあげて殉職した団員
	生存者叙勲	・Ⅰ類 団長職に10年以上 団長在職年数＋副団長以下在職年数の1/2＝15年以上 ・Ⅱ類 (a) 副団長格 消防歴通算30年以上(28年) (団長歴10年未満又は副団長歴10年以上の者) (b) 分団長格 消防歴通算35年以上(33年) (副団長歴10年未満の者又は分団長及び副分団長) (c) 部長格 消防歴通算40年以上(38年) ※()内 長官表彰受章者に適応
褒 章	藍綬褒章	・現職消防団員 ・消防庁長官表彰のうち特別功労章、顕功章、功績章、功労章又は永年勤続功労章のいずれかを受章 ・直近20年間における平均出勤率が90%以上である者 ・当該20年間で1,000件以上出勤している者
	紺綬褒章	・公益のため500万円以上の寄付をし、成績顕著な者
	紅綬褒章	・災害現場において、自己の危険を顧みず人命を救助した者
	黄綬褒章	・消防機器の研究開発に永年に亘り努力し、功績顕著な者
消防庁長官表彰	功労章	・団長の職に10年以上在職している現職の団員 ・団長在職年数＋副団長在職年数の1/2＝10年以上(5年以上)
	永年勤続功労章	・在職年数25年以上の現職の団員
	※ 安全功労者表彰、防災功労者表彰、特別功労章、顕功章、功績章、顕章状、賞状、表彰旗、竿頭綬・・・・・・優良な消防機関	
退職消防団員 報 償	1号報償	・消防団員として25年以上勤続した者 1号銀杯と賞状
	2号報償	・消防団員として15年以上勤続した者 2号銀杯と賞状

日本消防協会長 表 彰	功績章 精績章	・勤続15年以上の団員で地方消防と画期的刷新を加え地域の名望を一身に受けている者
	勤続章	・勤続30年以上の者
	※ まとい、表彰旗、竿頭綬・・・・・・優良な消防機関	
新潟県知事 表 彰	功労章 顕労章	・災害現場においての功労により他の模範とすべき団員
	功績章	・幹部の職にあつて消防の進歩発展に功績のあった者
	精勤章	・20年以上勤続の団員で勤務成績優秀で他の模範とすべき者 20年、30年の2段階
	※ 表彰旗、竿頭綬、顕章状	
新潟県 消防協会長 表 彰	・上記知事表彰に同じ。ただし、精勤章は10年より3段階	
新潟県消防協会 十日町地区 支会長表彰	顕労章	・災害現場においての功労により他の模範とすべき団員
	※ 竿頭綬	

消防団員募集
あなたのチカラを
消防団に。

自らの地域は自らで守る